

<sup>しんがた</sup> **新型コロナウイルスの** <sup>びょうき</sup> **病気の** <sup>えいきょう</sup> **影響で** <sup>しごと</sup> **仕事が** **できなく** **なった**

<sup>ぎのうじっしゅうせい</sup> **技能実習生** ・ <sup>とくていぎのうがいこくじん</sup> **特定技能外国人の** <sup>ひと</sup> **人へ**

<sup>しんがた</sup> 新型コロナウイルスの <sup>びょうき</sup> 病気の <sup>えいきょう</sup> 影響で <sup>じっしゅう</sup> 実習が <sup>ぎのうじっしゅうせい</sup> できなくなった <sup>かいしゃ</sup> 技能実習生や、 <sup>かいしゃ</sup> 会社が

<sup>しごと</sup> 仕事を <sup>とくていぎのうがいこくじん</sup> やめさせた <sup>ひと</sup> 特定技能外国人の <sup>ひと</sup> 人は <sup>そうだん</sup> 相談 <sup>できます</sup> できます。

① <sup>ざいりゅうしかく</sup> 在留資格を <sup>はたら</sup> 働く <sup>べつ</sup> ことが <sup>しかく</sup> できる <sup>とくていかつどう</sup> 別の <sup>か</sup> 資格 <sup>べつ</sup> (特定活動) に <sup>か</sup> 変えて、 <sup>べつ</sup> 別の <sup>かいしゃ</sup> 会社で <sup>はたら</sup> 働ける <sup>ように</sup> ように <sup>します</sup> します。

② <sup>しごと</sup> あなたが <sup>さが</sup> 仕事を <sup>しごと</sup> 探して <sup>しょうかい</sup> いる <sup>ひと</sup> ことを、 <sup>おし</sup> 仕事を <sup>しごと</sup> 紹介 <sup>おし</sup> する <sup>しごと</sup> 人に <sup>おし</sup> 教えて、 <sup>しごと</sup> 仕事を <sup>さが</sup> 探して <sup>もらいます</sup> もらいます。

<sup>ほうむしょう</sup> ○法務省ホームページ

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)



## 会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認める**こととして  
います。

### 在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめると言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめると言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者  
(例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など)
- 採用が取り消された留学生 など



(注) 特定技能の分野だけです。

### 手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめると言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。

お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで  
連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



### マッチング支援の流れ

#### STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

(注) 「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

#### STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

「個人情報の取扱いに関する同意書」 →



#### STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

#### STEP 4

新しい会社と契約



#### STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可